

## 書面の電磁的方法による交付等に係る取扱約款（ディールFX）

### （目的）

#### 第1条

この規定は、ひまわり証券株式会社（以下「当社」といいます。）の店頭外国為替証拠金取引のオンライン取引（以下「ディールFXオンライン取引」といいます。）に関して、当社がお客様に交付すべき書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社等の使用に係る電子計算機と、お客様等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等及び書面の徵求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける場合における方法等（以下「電子交付等」といいます。）を定めたものです。

### （書面の種類）

#### 第2条

お客様が電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 取引残高報告書
- (2) 取引報告書
- (3) 店頭外国為替証拠金取引（ディールFX）取引説明書（契約締結前交付書面）
- (4) その他当社が定め、当社のホームページ上に掲げるもの

### （電磁的方法による交付方法）

#### 第3条

本規定により、当社が行う電子交付等とは次の各号に掲げる方法とします。

- (1) 前条の(1)及び(2)は、当社の使用に係るデータベースサーバ内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項を顧客の閲覧に供する方法
- (2) 前条の(3)は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法。或いは当社のホームページにおいて書面の記載事項を顧客の閲覧に供し、顧客等の使用する電子計算機又は顧客等が契約しているデータセンター等に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- (3) その他当社が定めるものについては、1号或いは2号のいずれかに定める方法

### （電子交付等の申込）

#### 第4条

お客様は、当社のホームページより電子交付等を申し込むものとします。ただし、当社の口座開設時に同時に申し込むことができるものとし、その場合、口座開設完了した場合にのみ申込を承諾したものとします。

### （確認事項）

#### 第5条

お客様は、次の事項について確認を行うものとします。

- (1) 電子交付を受けるため、顧客ファイル及び閲覧ファイルを閲覧できる環境であること
- (2) 前項の各ファイルを出力し、書面の作成が可能であること（プリンタ等を保有し、印刷可能であること）
- (3) 電子交付等を受けるに際し電子計算機が当社が必要と認める環境（OS、閲覧用アプリケーションのインストール等）に合致していること

### （電子交付等の申込の撤回等）

#### 第6条

お客様が当社に対し、当社所定の形式により前条の申込に対し解約等の通知を行った場合、当社は電子交付等の提供をすることができないものとします。ただし、ディールFXオンライン取引は電子交付等の利用が前提となるサービスの為、その後の取引については、制限をさせていただく場合があります。

### （解約）

#### 第7条

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付等のサービスを解約するものとします。

- (1) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入の上、ディールFXオンライン取引の解約を申し出た場合
- (2) お客様が電子交付等のサービスの利用に限らず、届出事項等について事実に反する届出等を行ったと当社が認めた場合
- (3) お客様が本規定及び当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合
- (4) その他やむを得ない事由により、当社がディールFXオンライン取引の中止を申し出た場合

### （免責事項）

#### 第8条

当社は、次の事由によりお客様及び第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

- (1) 何らかの事由により電子交付等のサービスの全て若しくは一部の提供が不可能となった場合
- (2) 通信回線及び通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害等
- (3) お客様のID及びパスワード等（以下「認証番号」といいます。）をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出されている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた電子交付等のサービスの利用により生じた損害
- (4) ファイルの保存、実行、削除、印刷等、お客様の使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等
- (5) 法令の変更、監督官庁の指示、若しくはその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

### （本規定の変更）

#### 第9条

当社は、法令諸規則の変更又はその他必要が生じた時には、この規定が改定されることがあります。その場合には、お客様にその変更事項を通知いたします。この際、所定の期日までに異議の申出がないときは、お客様はその変更に同意したものとします。

以上